

佐賀県告示第 268 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和 3 年 7 月 30 日から令和 3 年 8 月 30 日まで佐賀県県土整備部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 7 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 唐津呼子線	唐津市鎮西町岩野字榎田 298 番地先から 唐津市鎮西町加倉字持田 765 番 4 地先まで	令和 3. 7. 30
	唐津市鎮西町石室字神田 507 番 1 地先から 唐津市鎮西町石室字前田 532 番 2 地先まで	令和 3. 7. 30
県道 七山巖木線	唐津市浜玉町鳥巣字日当 874 番 1 地先から 唐津市浜玉町鳥巣字前田 19 番 1 地先まで	令和 3. 7. 30
県道 鳥巣浜崎停 車場線	唐津市浜玉町鳥巣字前田 18 番 1 地先から 唐津市浜玉町鳥巣字スクノモト 739 番 1 地先まで	令和 3. 7. 30
	唐津市浜玉町平原字原田甲 4504 番地先から 唐津市浜玉町平原字神名川甲 2750 番 1 地 先まで	令和 3. 7. 30
	唐津市浜玉町平原字原田甲 4540 番地先から 唐津市浜玉町平原字中原乙 69 番 1 地先ま で	令和 3. 7. 30